

## 京都大学における評価活動について

### 1. 大学の基本理念・目標

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

#### 研究

- 1) 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
- 2) 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

#### 教育

- 3) 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
- 4) 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

#### 社会との関係

- 5) 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
- 6) 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

#### 運営

- 7) 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
- 8) 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

### 2. 大学組織

#### 2 - 1) 運営機構図 (資料1 : 5/9 ページ)

## 2 - 2 ) 教育研究組織図 (資料 2 : 6/9 ページ)

## 2 - 3 ) 教員数 (平成 18 年 5 月 1 日現在)

教授	992名
助教授	779名
講師	157名
助手	950名
合計	2,878名

## 2 - 4 ) 学生数 (平成 18 年 5 月 1 日現在)

学部学生	13,113名 (留学生内数 145名)
修士 (博士前期)	4,746名 (留学生内数 268名)
博士 (博士後期)	3,901名 (留学生内数 543名)
専門職学位課程	616名 (留学生内数 14名)
医療技術短期大学部	26名
合計	22,402名 (留学生内数 970名)

## 3 . 評価の概要

### 3 - 1 ) 評価活動の理念・目的

京都大学では、評価活動の理念として制定されたものはないが、大学評価委員会規程 (第 2 条) にあるように、「本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため」教育研究活動等の状況に関する点検・評価を実施している。

また、中期目標の V. (自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標) にあるように、

- ・教育研究及び業務運営の持続的改善活動に向けて、自己点検・評価の実施体制を整備する。
- ・教育研究活動及び業務運営に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を社会に公表し、自己改善の取組に活用する。

ことを評価の充実にに関する目標としている。

### 3 - 2 ) 評価 ( 各委員会 ) の沿革 ( 資料 3 : 7/9 ページ )

平成 13 年 2 月、「本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価について必要な事項を行う」ことを目的として、各部局長を中心とする委員で構成する大学評価委員会を設置し、その目的に沿った業務を遂行するために自己点検・評価等専門委員会と第三者評価専門委員会を併置していた。

平成 16 年度の国立大学法人化に伴う新たな大学評価スキームに対応するために、従来は大学評価委員会の下に並列配置されていた自己点検・評価等専門委員会と第三者評価専門委員会の連携を強化することとし、学内評価組織の整備について検討した結果、同年 12 月に、下記を基本とする新体制を構築した。

「大学評価委員会」をこれまでどおり部局長を中心とした構成とし、委員会としての合意形成機能を果たす機能を持たせる。

専門委員会を置かず、各部局における点検・評価委員会の委員長もしくは副委員長を中心とした構成の「点検・評価実行委員会」を大学評価委員会の下に置き、基本方針に基づいた実施機能を果たし、各部局とのパイプ役となって連携を強化する。

中長期的観点から、評価の方針や方法、評価情報の活用や評価関係組織の見直し等を検討する「大学評価小委員会」を常置して大学評価委員会の企画機能を果たし、教育研究組織の設置・改廃、その他将来構想に係る事項について検討する企画委員会との連携を図る。

「大学評価支援室」を設置し、大学評価に関する情報収集、大学評価委員会の活動に対する支援、部局等における教育研究活動の状況に関する点検・評価活動に対する支援を行う。

### 3 - 3 ) 評価組織・体制 ( 資料 4 : 9/9 ページ )

大学評価支援室を平成 16 年 12 月に新設し、部局での評価活動の支援や上位委員会と部局との連携等、評価に関する窓口機能を果たしていることが大きな特徴となっており、より良い評価システム構築に向けて機能的に活動している。

### 3 - 4) 実施している評価活動

京都大学においては、自由の学風を継承・発展させつつ多面的な問題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献することを目的とする、研究、教育、社会との連携及び運営に関する基本的な目標を定めており、また、その目標を達成すべく大学全体の中期目標及び中期計画を立案している。

その教育・研究の実施責任を担う研究科・学部・附置研究所等の部局が、大学の基本的な目標に基づき、それぞれの理念、使命及び特性に照らして取り組むべき事項を選定し、それぞれ固有の観点から取り組みを展開している。その中には、失敗のリスクを恐れることなくチャレンジングな目標も立案していることが大きな特徴であり、その取り組みを大学としてマネジメントしている。

この部局ごとの評価を実施することで、部局にあった評価を実施できている。

### 3 - 5) その他の特徴

基本姿勢として、評価により伸びる可能性の芽をつぶさないため、基礎研究等の成果を長期的視点で捉える目標を入れるようにしている。このことは、京都大学がトップレベル・世界レベルの研究競争力を維持していくためには不可欠である。

例えば、本学の中期目標においても次のように明示している。

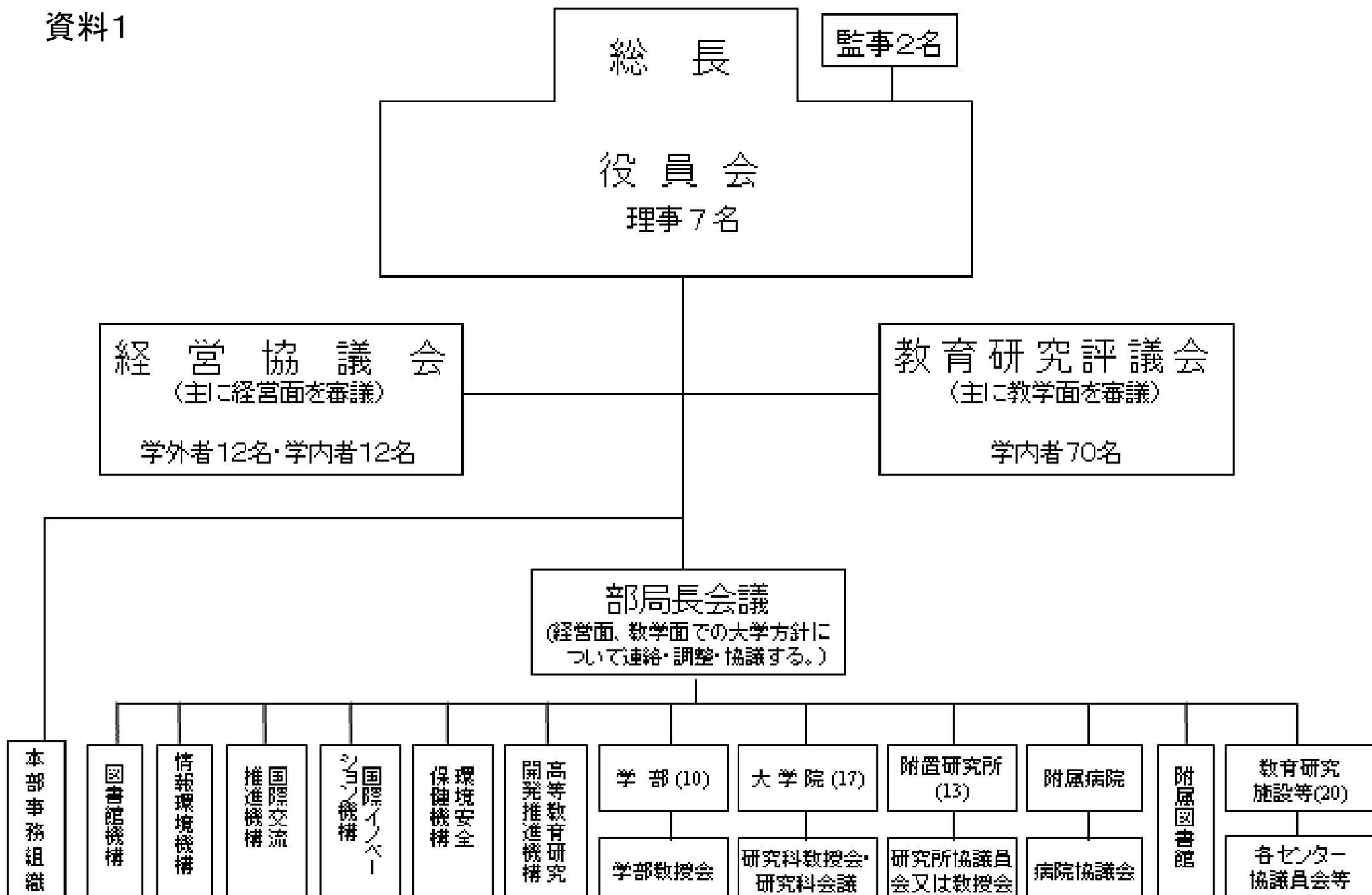
#### (目指すべき研究の方向性)

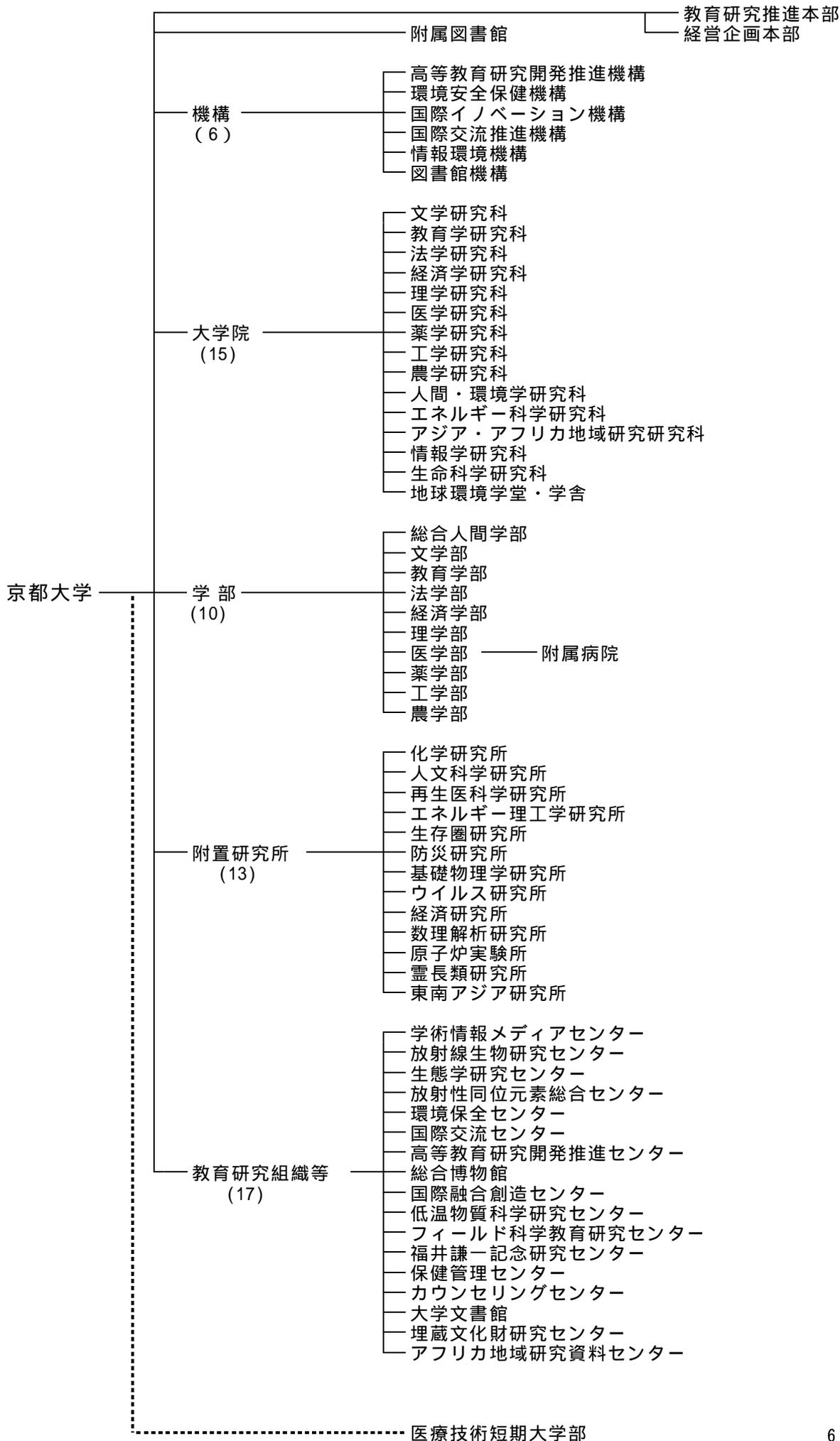
- ・ 独創性と倫理性を備えた研究活動を推進し、新しい学問体系の構築と人類文化の発展に努めるとともに、国際的に卓越し、開かれた研究拠点の形成を目指す。
- ・ 研究科、附置研究所、研究センター等の理念・使命や特性に基づき、基礎研究を推進することにより、学術文化の創造と発展に貢献する。

#### (成果の社会への還元に関する基本方針)

- ・ 基礎研究を重視し、学理の追及ならびに独創的な応用研究の推進を通じて文化の発展に貢献する。

資料1





# 資料 3

## 京都大学大学評価委員会規程

平成 13 年 2 月 27 日

達示第 25 号制定

第 1 条 京都大学(以下「本学」という。)に京都大学大学評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 2 条 委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価(以下「点検・評価」という。)について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 69 条の 3 第 1 項に定める点検及び評価に関し必要なこと。
- (2) 学校教育法第 69 条の 3 第 2 項及び第 3 項に定める認証評価に関し必要なこと。
- (3) 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 9 条第 1 項に定める国立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価に関し必要なこと。
- (4) その他全学的な点検・評価に関し必要なこと。

2 委員会は、前項により実施した結果を総長に報告するとともに、報告書を定期的に公表するものとする。

：(平 16 達 139 改)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事
- (2) 副学長(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 研究科長
- (4) 研究所長
- (5) センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成 16 年達示第 1 号)第 3 章第 7 節、第 8 節、第 10 節及び第 11 節に定める施設等をいう。第 7 条第 3 項において同じ。)の長
- (6) 医学部附属病院長
- (7) 附属図書館長
- (8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第 8 号の委員は、総長が委嘱する。

：(平 13 達 21・平 14 達 18 改・平 15 達 21 削・改・平 16 達 113 削・改・平 16 達 139 改・加)

：(平 18 達 39・一部改正)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は前条第 1 項第 1 号の委員のうちから評価担当の理事(以下「担当理事」という。)をもって充て、副委員長は前条第 1 項第 2 号から第 8 号までの委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

：(平 13 達 21・平 16 達 113・平 16 達 139 改)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会に、大学評価小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

2 小委員会は、全学的な点検・評価に係る企画・立案に関し必要な業務を行う。

3 小委員会は、第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者及び本学の教職員のうちから担当理事が委嘱する者で組織する。

4 小委員会に委員長を置き、前項の委員のうちから委員長が指名する。

5 前各項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、小委員会が定める。

:(平16達113・平16達119改・平16達139改・削)

第7条 委員会に、点検・評価実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

2 実行委員会は、全学的な点検・評価に係る実施に関し必要な業務を行う。

3 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者

(2) 研究科、研究所、センター、医学部附属病院及び附属図書館(次条において「部局」という。)の長並びに高等教育研究開発推進機構長の推薦に基づき担当理事が委嘱する者

(3) 本学の教職員のうちから担当理事が委嘱する者

4 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、前項の委員のうちから委員会の委員長が指名する。

5 前各項に規定するもののほか、実行委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実行委員会が定める。

:(平16達139本条加)

:(平18達39・一部改正)

第8条 部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。

2 部局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局が定める。

:(平14達18改・平16達113削・改・平16達139旧7条下・改)

第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、企画調査・評価部企画課において処理する。

:(平16達113改・平16達139旧10条上・改)

:(平18達39・一部改正)

第10条 この規程に定めるもののほか、本学の点検・評価に関し必要な事項は、委員会が定める。

:(平16達139旧11条上)

附 則

1 この規程は、平成13年2月27日から施行する。

2 京都大学自己点検・評価実施規程(平成5年達示第10号)は、廃止する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成16年達示第113号)

この規程は、平成16年5月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成18年達示第39号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

資料4 大学評価委員会関係組織図

